

申 請

平成 23 年 4 月 27 日

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣

菅 直人 殿

福島県知事

佐藤 雄平

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に  
基づく平成 23 年 4 月 21 日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。

- 1 福島県川俣町（山木屋地区を除く）及び南相馬市（原町区、小高区及び鹿島区のうち烏崎、大内、川子及び塩崎区域を除く）で産出された原乳
- 2 解除を申請する理由：別紙参照  
(別紙事項:検査計画、解除の考え方、解除後の出荷管理、検査実績、解除区域の地図)

## 検査の計画

### 1 試料採取の単位

- (1) 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」  
(以下「考え方」)における乳の取扱い・・・クーラーステーション (CS) 又は乳業工場単位で試料採取を行う。
- (2) 福島県における計画  
川俣町 (山木屋地区を除く) の地域区分で試料採取を行う。
- (3) 試料の採取単位  
川俣町の地域は、CS を経由せずに乳業工場へ出荷していたが、  
出荷制限により出荷ができないことから、当該地域に属する全ての生産者から一定割合を集乳車で集乳し、集乳車からサンプルを採取する。

### 2 採取の間隔

- (1) 「考え方」における乳の取扱い・・・概ね 1 週間毎に継続的に採取し分析する。
- (2) 福島県における計画  
県として野菜等他作物との調査計画を調整したところ、概ね 1 週間毎の検査が可能であることから、概ね 1 週間毎に原乳を採取する。  
4 月 7 日、12 日及び 19 日に当該地域を含む乳業工場単位で試料を採取し、検査した結果すべて規制値を下回った。  
4 月 26 日に地域単位で試料を採取する。  
採取した原乳については、千葉県の財団法人日本分析センターまたは、福島県原子力センター福島支所に送付して検査日当日もしくは、翌日に検査結果が出ることからこれを公表する。

## 解除の考え方

- 1 「考え方」における乳の取扱い・・・概ね1週間ごとに継続的に試料を採取し、3回連続して100 Bq/Kg以下となる場合に、CS又は乳業工場単位に属する市町村単位で解除する。
- 2 福島県における考え方
  - (1) 直近の検査結果
 

4月26日に「検査計画」1(2)の地域単位で採取された原乳の検査結果は、分析結果のとおりであり、いずれも規制値を下回っている。
  - (2) これまでの検査結果
 

4月26日以前に4月7日、12日、19日に乳業工場単位で、原乳を採取して検査しており、いずれの検査結果も100Bq/kgを下回っているところである。
  - (3) 解除区域
 

川俣町(山木屋地区を除く6戸)及び南相馬市(平成23年4月22日指示区域を除く)
  - (4) 「考え方」の解除の要件との整合性について
    - ① 川俣町(山木屋地区を除く)
 

川俣町(山木屋地区を除く6戸)を含む県北地域(川俣町及び飯舘村の22戸)は、4月7日、12日及び19日で3回の検査を実施し、3回とも規制値を下回り、要件を満たしていた。

本来であれば、4月19日の検査結果をもって県北地域の22戸全体について解除申請すべきところであったが、4月4日に「検査計画、出荷制限等の品目。区域の設定・解除の考え方」が策定された時点では想定されていなかった「計画的避難区域」が新たに導入されることとなり、19日の段階で県北地域に「計画的避難区域」が設定されることが検討されていたため、解除後の出荷管理の確保の観点から、申請を見送ったものである。

22日に「計画的避難区域」の設定が明らかになり、県北地域は、「計画的避難区域」に指定された地域に存在する16戸の酪農家を除く川俣町(山木屋地域を除く)の6戸を申請対象として確定した。

大気中の放射線量の高かった3月20日時点における山木屋地区と当該6戸の周辺地区における大気中の放射線量は12.2  $\mu$ Sv/hと3.89  $\mu$ Sv/hであり、当該地域の大気中の放射線量は低く、同日の原乳モニタリングの検査結果、山木屋地区(1,405Bq/kg、8.3Bq/kg)に対し、当該6戸の地域(95Bq/kg、0)であり、川俣町(山木屋地域を除く)の当該6戸は規制値を下回っていた。

4月7日、12日及び19日で3回の検査結果及び4月26日の川俣町（山木屋地域を除く）の6戸のみで行った検査結果がそれぞれ（ND、ND）であったこと、県北地域の乳量の約50%を占めることから、当該6戸のみでも要件は満たしているものの、当初の想定になかった「計画的避難区域」の設定がなされたことにより、CS又は乳業工場単位から「計画的避難区域」に存在する酪農家を除く新たな「区域」が発生したため、検査の連続性の観点から追加の検査も参考とする。

② 南相馬市（平成23年4月22日指示区域を除く）

1戸の酪農家が対象となるが、4月7日、12日、19日の検査において、既に解除となった相馬市、新地町と同一区域として検査したが、いずれの検査結果も暫定規制値を大きく下回り、解除の要件を満たしていた。

4月21日の申請の時点では本来であれば南相馬市（原町区、小高区及び鹿島区のうち鳥崎、大内、川子、塩崎地区を除く）は、相馬市、新地町と同時に申請すべきであったが、南相馬市における「計画的避難区域」の設定が明確でなかったため、解除後の出荷管理の確保の観点から、念のため申請を保留したものである。

22日の地域指定において、当該酪農家が計画的避難区域に該当せず、解除後の出荷管理が適正に行い得ることが確認でき、飼養状況も、「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」（平成23年3月19日22消安第9976号、22生畜第2385号消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局畜産部畜産振興課長通知）に沿ったものとなっていることを確認できたことから、今回4月21付けで解除となった相馬市、新地町に南相馬市（原町区、小高区及び鹿島区のうち鳥崎、大内、川子、塩崎地区を除く）を加えた形で改めて解除申請を行うものである。

以上から、今回、解除する地域において解除後の出荷管理を厳格に行うことを条件に出荷制限の解除を申請するものである。

## 解除後の検査計画及び出荷管理

- 1 「考え方」における乳の取扱・・・解除後も定期的に試料の採取・分析を行い、結果を公表する。
- 2 福島県での取り組み  
今回解除した地域の原乳は、川俣町の区域については県北の乳業工場に出荷する。南相馬市については既に解除となった相馬市、新地町と併せて本宮CS3へ集荷後出荷する。今後定期的に検査し、出荷制限措置が引き続き担保されるよう以下の取組を行う。
- 3 解除後の検査計画
  - (1) CS等の単位での定期的な検査  
基本的に毎火曜日に定期的に検査を実施する。
  - (2) 検査機関  
千葉県の財団法人日本分析センターまたは、福島県原子力センター福島支所
  - (3) 定期検査時の原乳の取扱い  
定期的検査の際、試料採取には県の職員も立ち会い、検査結果が判明するまでCS等で保管・管理する。規制値を下回る検査結果が判明した後、県職員の確認後、原乳の出荷または製品の製造を開始する。
  - (4) 検査の結果規制値を上回った場合  
保管・管理している原乳は県職員の立ち会いのもと廃棄する。出荷制限の要否が判断されるまで当該CS等に属する市町村からの原乳の集荷(他のCS等への集荷も含む)を自粛する。
- 4 解除後の出荷管理等
  - (1) CS等での出荷数量等の把握  
CS及び乳業工場は受け入れた原乳に関して、出荷者名と出荷量を確認し、それを県に報告する。また、CSは、原乳を乳業工場へ出荷した場合、出荷先の乳業工場及び出荷量について県に報告する。
  - (2) 原乳を全量乳業工場で処理できない場合  
乳業工場が原乳をすべて処理できない場合、県が指示する県内の乳業工場へ出荷するとともに、当該乳業工場へのお荷量及び用途について県へ報告する。乳業工場は、当該地域の原乳を使用し脱脂粉乳を製造する場合は、出荷する前に全ロットの検査を行い、規制値を下回ることを確認した上で出荷する。

(3) 酪農家及び乳業への指導

① 適正な家畜の飼養管理の徹底

県は、「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」(平成23年3月19日22消安第9976号、22生畜第2385号消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局畜産部畜産振興課長通知)を再度酪農家に周知するとともに、関係団体と協力して飼養管理に係る巡回指導を実施する。

② 解除地域以外の酪農家への周知徹底と廃棄の確認

解除地域以外の酪農家に対して、生乳廃棄を引き続き周知するとともに集乳をしていないことと原乳の廃棄が行われていることを団体等が県に報告する。

③ 出荷制限地域から出荷制限解除地域へ移動した牛から産出する原乳の扱い

原乳廃棄の実効性を担保するため、酪農家及び関係者が出荷制限解除地域の酪農家が県内制限地域から搾乳を目的とした乳用牛を導入することを把握した場合は、県に通報するよう指導するとともに、原乳の出荷制限が解除されるまで、当該移動牛からの原乳の出荷は行わないよう出荷制限解除地域の酪農家を指導し、域内酪農家の乳量を確認する。

④ 乳業への周知と報告

県内乳業及び近県の乳業者に対して、解除地域以外の地域での出荷制限は継続していることを再度周知し、県内乳業者は、受入している原乳の原産地と受入量を毎日県に報告する。

(4) 県と関係者との情報の共有

県全域での出荷制限の解除までの間、県と関係団体で構成する連絡会議において、情報の共有化と周知徹底を図る。

また、県は消費者、流通業者に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、乳業と協力し、HP等で市場で流通している製品は、出荷制限地域の原乳は使用していないことを周知することとする。

緊急モニタリング検査結果(原乳)について

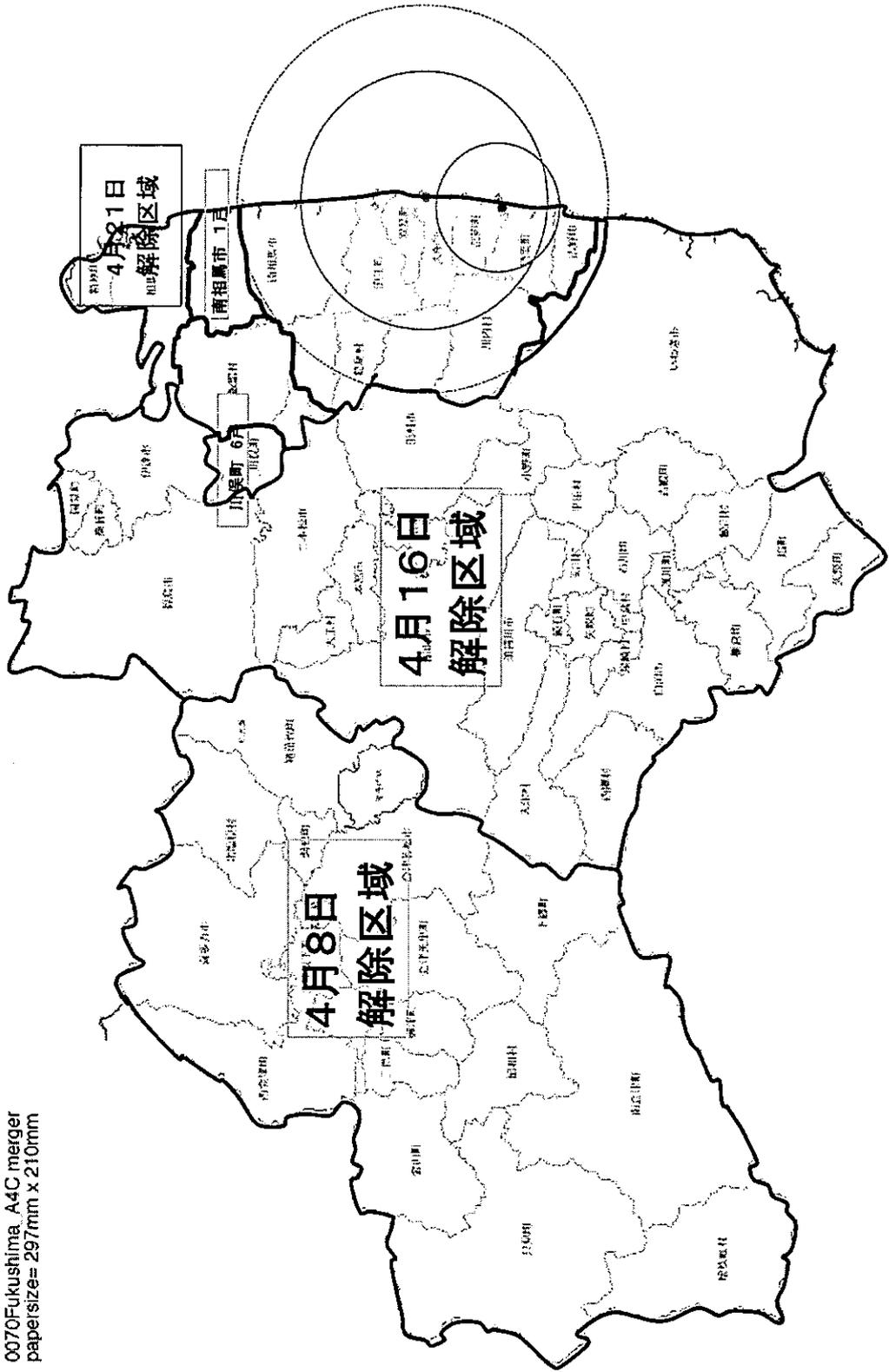
別紙4

CS等	市町村名	第4回採取 4/7 上段 ヨウ素 下段 セシウム	第5回採取 4/12 上段 ヨウ素 下段 セシウム	第6回採取 4/19 上段 ヨウ素 下段 セシウム	第7回採取 4/26 上段 ヨウ素 下段 セシウム
県北	川俣町	35	17	17.2	ND ND
	飯舘村	15.3	14.6	ND	-

# 福島県原乳出荷制限解除区域

別紙 5

0070Fukushima\_A4C merger  
paper size= 297mm x 210mm



平成23年5月1日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
菅 直人 殿

福島県知事  
佐藤 雄平

追加検査の結果について

このことについて、下記のとおりです。

記

- |   |       |               |      |
|---|-------|---------------|------|
| 1 | 地域    | 川俣町（山木屋地域を除く） |      |
| 2 | 採取日   | 平成23年5月1日     |      |
| 3 | 試料の種類 | 原乳            |      |
| 4 | 検査結果  | 放射性ヨウ素        | 検出せず |
|   |       | 放射性セシウム       | 検出せず |